

## 仁木町 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
仁木町	仁木町全域	令和2年3月27日	令和4年3月31日

### 1 対象地区の現状 (アンケートの結果は令和2年の結果です。)

①地区内の耕地面積 ※農林業センサスのデータ	1,490ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	801.69ha
③地区内における50才以上の農業者の耕作面積の合計	687.32ha
i うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	175.73ha
ii うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	511.58ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	68.32ha
(備考) ②、③の回答者の耕作面積については、実際に作付けしている面積を記載している。(遊休地、休耕地は除いている) ③の回答者のうち、「後継者の有無」について記載が無かった方については、iiに参入。	

### 2 対象地区の課題

<p>令和2年及び令和元年※に実施したアンケートにおいて、「5年後離農していると思う」と回答した方の耕作面積は74.58haである。それに対し、中心経営体が5年後受入を希望する面積は68.32haである。従って、5年後受入を希望する面積より、離農予定の面積が6.26ha分上回り、引き続き新規就農者(Iターン、Uターン)への取組強化が必要。</p> <p>※令和2年実施アンケートに回答しておらず、現時点で離農していない者の中で、令和元年実施アンケートで「5年後離農していると思う」とした者の回答を含めている。</p>
---

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>水稲関係の耕作については、Iターン者での就農のケースは殆ど無く、Uターン者による集約が必須。特に50代以下の若手の農業者は畦畔等の改良や、使用する機器について、より効率的なものへと刷新し、従来の一経営体が管理できる耕作面積よりも広大な面積とすることにより、遊休地、休耕地等の拡大を抑制する。</p> <p>また、水稲からそばの作付けへの転換に係る取組を強化する。そばへの転換については、高齢な方でも安定した経営の転換を可能なものとし、遊休地、休耕地の拡大抑制に努める。</p>
<p>果樹、施設野菜の耕作については、Uターン者のみならず、Iターン者による集約が可能。これまでの取組におけるIターン者は、施設野菜などが中心であり、果樹が少なかった。原因としては、果樹は定植から収入が発生するまでの期間が長いことから、高額な投資が必要となる事から、受入れの障壁が高かったことが挙げられる。これに対し、従前よりまちの中で耕作してきた農業者に対し、農地に係る地域農業者へのアンケートを年1度実施する事により、農地の居抜き等を効率よく実施する取組を推進する事により、新規就農者にとっては初年度からの収入発生が見込まれ、受入れの障壁を低減する。</p>

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1)基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水稻耕作者に対しては、農地の大区画化・作業効率化等の基盤整備に取り組む。
(2)より効率的な機材導入に係る取組 強い農業づくり事業、担い手確保・経営強化支援事業等の国費事業の取組を強化する事により、水稻耕作者はトラクター、コンバイン、乾燥施設の強化、空中散布機の導入など、一つの経営体が耕作可能な面積を基盤整備の強化とともに拡大する。果樹の耕作者は、露地から施設へ転換する事により、天候の影響を受けにくい経営に
(3)そば作付けに係る取組 収穫作業の大規模な委託を図る事により、水稻のような高額な設備投資が不要な事、省力性が水稻より高い事を活かし、従前より水稻を作付けしてきた高齢農業者にとって転換しやすい環境とする。また、施設野菜などの作付けと複合化することにより、安定した経営を推進する。
(4)町内農業者の農地に関する意向確認に係る取組 年1度の農地に係るアンケートを実施する事により、特に施設野菜や果樹について、町と町農業委員会が事前に町内農業者より意向を確認する。これによって、第三者継承も視野にいれた効率的な農地の継承を実施する。
(5)新規就農者受入への取組強化 上記(4)の取組強化に伴い、新規就農者(ターン者)に対し、従前では果樹に係る参入障壁が高かったが、効率的かつ経済的な居抜きでの就農を推進することにより、参入障壁を引き下げ、新規就農者の受入強化に努める。
(6)農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていくよう、まちの農業者に対し、必要な情報を提供していく。
(7)鳥獣被害防止対策の取組方針 仁木町鳥獣被害防止対策協議会の活動により、エゾシカ等の有害鳥獣の駆除を継続。町単費の事業による、アライグマ用箱わなの購入補助、エゾシカ侵入を防止する電気柵の購入補助を実施する。

#### 5 農地の出し手となる経営体について

アンケートによって、回答された農地の出し手となる経営体については、仁木町農業委員会と連携し、町内で経営規模拡大を目指す農業者のほか、町内に新規就農を計画する者に対し、(出し手に対し)事前に了承を頂いたうえで、積極的に紹介し、効率的な継承を促進する。